

口語詩句賞に関する表彰規程（口語詩句賞規程）

第1章 総則

（根拠）

第1条 公益財団法人佐々木泰樹育英会（以下「本財団」という）定款第4条第4項に基づき、この規程を定める。

第2章 口語詩句賞の実施

（賞の目的）

第2条 口語詩句賞（以下「本賞」という）は、本財団が運営する口語詩句投稿サイト72hにおいて、特に優れた口語詩句作品を投稿した作者を表彰し、もって文学の発展に寄与することを目的とする。

（区分と賞金）

第3条 本賞は、大賞と奨励賞からなる。

- 2 各賞の人数および賞金額は、毎事業年度の事業計画を勘案し、理事会が決定する。
- 3 各賞は重賞を妨げない。

（選考手続）

第4条 理事会は、選考分科会の答申を経て、受賞者となる資格を付与される者（以下「授賞対象者」という）を決定する。

- 2 選考分科会は、口語詩句賞実施要領（以下「実施要領」という）に定める選考対象作品について、各選考委員による作品審査を実施した後、選考会を実施することができる。
- 3 本財団は、前項選考会の出席者に対し、別途定める交通費支給規程に従い、交通費を支給することができる。

（受賞の決定）

第5条 授賞対象者は、実施要領に従い、本財団の指定する書類を、本財団に提出するものとする。ただし、本財団事務局は、授賞対象者の資格確認に必要な書類の追加提出を指示することができる。

- 2 理事長は、口語詩句賞授賞式（以下「授賞式」という）において、授賞対象者に対し、賞状を授与する。なお、授賞式が開催されない場合、本財団の定める方法により賞状を授与することができる。
- 3 授賞対象者は、前項に定める賞状の受領をもって、受賞者たる地位を取得する。
- 4 授賞対象者は、正当な理由なく授賞式に欠席した場合、受賞者となる資格を失う。ただ

し、本財団より授賞式出席を免除された場合には、この限りではない。

5 本財団は授賞式の出席者に対し、別途定める交通費支給規程に従い、交通費を支給することができる。

(賞金の給付)

第6条 賞金の給付は、本財団が指定する金融機関に設けた受賞者本人名義の預金口座に、本財団が指定する時期に振り込む方法により行う。ただし、特別の事情がある者については、この限りではない。

(授賞の取消)

第7条 本財団は、受賞者が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、授賞を取り消すことができる。

(1) 本財団関係者への推選の働きかけ、内容虚偽の書類の提出など、作品の投稿又は選考手続において、不正な行為があった場合

(2) 実施要領において選考対象外と定められた事由に該当することが判明した場合。

(3) その他授賞の取消事由が生じた場合

2 本財団は、受賞者への賞金支給後に、その授賞を取り消した場合、賞金の返還を求めることができる。

(受賞者の義務)

第8条 受賞者は、本賞の受賞に関する談話・情報提供等を本財団から求められた場合には、それに応じなければならない。

第3章 補則

(実施細則)

第9条 この規程の実施について必要な細則は、理事会の決議により別に定める。

附則

1 本規程は、2019年11月19日から施行する。

2 本規程の一部を改定し、2020年6月1日から施行する。

3 本規程の一部を改定し、2020年10月8日から施行する。

4 本規程の一部を改定し、2021年1月5日から施行する。

5 本規程の一部を改定し、2021年7月15日から施行する。

6 本規程の一部を改定し、2022年2月14日から施行する。

7 本規程の一部を改定し、2024年11月1日から施行する。